

令和3年11月30日
総務部総務課

特別区人事及び厚生事務組合理約の変更に係る協議について

1 規約変更の理由

特別区人事・厚生事務組合は、規約に基づき、更生施設・宿所提供施設・宿泊所（以下「厚生関係施設」という。）を設置運営している。

その中で更生施設利用者の生活課題が多様化し、また障害・傷病が重度化していることを踏まえ、特別区長会において検討の結果、更生施設を順次救護施設に転換する必要があるとの結論が得られたため、規約変更が必要となった。

2 規約変更の内容

共同処理する事務として、生活保護法に定める救護施設の設置及び管理に関する事務を加える。

3 規約変更日

令和4年4月1日

特別区人事及び厚生事務組合同規約 新旧対照表

現行	改正案
<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>第四条～第十七条 (略)</p>	<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)に定める<u>救護施設</u>、更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>第四条～第十七条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和四年四月一日から施行する。</p>